



® 平成30年 9 月 28 日 (金)

No. 14782 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [165] (1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版) (6)

弁理士の眼

165

登録商標「国際学友会日本語学校」不使用取消審決取消請求事件

— 知財高裁平成30(行ケ)10038.平成30年8月23日(3部)判決<請求棄却> —

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

〔キーワード〕 商標法50条1項(社会通念)、登録
商標の使用態様、() 書き旧称の表示の効力、
不使用の意義

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告(独立行政法人日本学生支援機構)は、

平成17年3月11日、「国際学友会日本語学校」の
文字を横書きしてなり、指定役務を第41類「国
際交流を目的とした教育研修・講座の企画又は
運営、国際交流を目的とした教育研修・講座の
企画又は運営に関する情報の提供、国際交流を
目的とした研修施設の提供、国際交流を目的と
した研修施設の提供に関する情報の提供、国際

国内外一貫担当・信頼の事務管理体制・厳選した海外代理人との強固なネットワーク



わかば国際特許事務所

所長 弁理士 宮崎昭夫

<http://www.wakabapat.jp/>

〒108-0014 東京都港区芝五丁目26-24 田町スクエア3階

TEL: 03-6435-0309 FAX: 03-6435-1610

交流を目的とした展示会の企画又は運営、国際交流を目的とした展示会の企画又は運営に関する情報の提供、国際会議・セミナーの企画・運営又は開催、国際教育交流関連会議の企画・運営又は開催、国際文化交流・国際親善のためのセミナーの企画・運営又は開催、技芸・スポーツ又は知識の教授、生け花の教授、学習塾における教授、空手の教授、着物着付けの教授、剣道の教授、高等学校における教育、語学の教授、国家資格取得講座における教授、茶道の教授、自動車運転の教授、柔道の教授、小学校における教育、水泳の教授、そろばんの教授、大学における教授、中学校における教育、テニスの教授、ピアノの教授、美容の教授、舞踊の教授、簿記の教授、洋裁の教授、理容の教授、和裁の教授、動物の調教、植物の供覧、動物の供覧、図書及び記録の供覧、美術品の展示、庭園の供覧、洞窟の供覧、電子出版物の提供、映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、映画の上映・制作又は配給、演芸の上演、演劇の演出又は上演、音楽の演奏、放送番組の制作、スポーツの興行の企画・運営又は開催、ゴルフの興行の企画・運営又は開催、サッカーの興行の企画・運営又は開催、相撲の興行の企画・運営又は開催、ボクシングの興行の企画・運営又は開催、野球の興行の企画・運営又は開催、競馬の企画・運営又は開催、競輪の企画・運営又は開催、競艇の企画・運営又は開催、小型自動車競走の企画・運営又は開催、当せん金付証票の発売、通訳、翻訳、写真の撮影、音響用又は映像用のスタジオの提供、運動施設の提供、ゴルフ場の提供、スキー場の提供、スケート場の提供、体育館の提供、テニス場の提供、プールの提供、ボウリング場の提供、野球場の提供、陸上競技場の提供、娯楽施設の提供、囲碁所又は将棋所の提供、カラオケ施設の提供、スロットマシン場の提供、ダンスホールの提供、ぱちんこホールの提供、ビリヤード場の提供、マージャン荘の提供、遊園地の提供、興行場の座席の手配、運動用具の貸与、映画機械器具の貸与、映写フィルムの貸与、おもちゃの貸与、楽器の貸与、カメラの貸与、光学機械器具の貸与、テレビジョン受信機の貸与、図書の貸与、ラジオ受信機の貸与、レコード又は録音済み磁気テー

プの貸与、録画済み磁気テープの貸与、遊園地用機械器具の貸与、遊戯用器具の貸与」とする商標(以下「本件商標」という。)につき、設定の登録を受けた(商標登録第4844117号)。

(2) 原告(学校法人国際学友会)は、平成28年9月14日、本件商標の指定役務中「国際交流を目的とした教育研修・講座の企画又は運営、国際交流を目的とした教育研修・講座の企画又は運営に関する情報の提供、国際交流を目的とした研修施設の提供、国際交流を目的とした研修施設の提供に関する情報の提供、国際交流を目的とした展示会の企画又は運営、国際交流を目的とした展示会の企画又は運営に関する情報の提供、国際会議・セミナーの企画・運営又は開催、国際教育交流関連会議の企画・運営又は開催、国際文化交流・国際親善のためのセミナーの企画・運営又は開催、技芸・スポーツ又は知識の教授、生け花の教授、学習塾における教授、空手の教授、着物着付けの教授、剣道の教授、高等学校における教育、語学の教授、国家資格取得講座における教授、茶道の教授、自動車運転の教授、柔道の教授、小学校における教育、水泳の教授、そろばんの教授、大学における教授、中学校における教育、テニスの教授、ピアノの教授、美容の教授、舞踊の教授、簿記の教授、洋裁の教授、理容の教授、和裁の教授、電子出版物の提供」についての不使用を理由として、商標法50条1項に基づき、商標登録の取消しを求める審判を請求し、同月28日、同審判の請求が登録された(取消2016-300636号)。

特許庁は、上記請求について審理した上、平成30年2月16日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同月26日、原告に送達された。

(3) 原告は、平成30年3月26日、審決の取消しを求めて、本件訴訟を提起した。

2 審決の理由

審決の理由は、別紙審決書の写しに記載のとおりであるところ、その要旨は、次のとおりである。

被告は、平成26年12月11日、平成27年10月13日及び平成28年1月8日の各時点において、自ら開設したウェブサイト(以下「本件ウェブサイト」という。)に「(旧 国際学友会日本語学校)」(以